

特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する

学校における指導・支援の在り方に関する有識者会議への町村教育長会としての意見

全国町村教育長会 会長 二見吉康

すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現において、特異な才能のある児童生徒の資質・能力を伸ばしていくことは大変重要であるとする。

全国町村教育長会として「今後取り組むべき施策」について、次のとおり意見をまとめた。

4 今後取り組むべき施策

(1) 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援の充実に向け有識者会議が想定するあるべき姿。についての意見。

- 1 すべての児童生徒が、自らの特性に向き合い、他者とのかかわりの中で、資質・能力を伸ばしていくことが大切だと考える。そのためには、児童生徒の視点に立った指導・支援の在り方を見直す必要がある。そのために都道府県内の国立大学教育学部や民間企業との連携も必要と考える。
- 2 個別最適な学びと協働的な学びが一体的に充実している教室は、現在もめざしている姿であり、共感できる。ただ、個別最適な学びは、一律な指導計画のもと、同一年齢の児童生徒が毎時間同一歩調で学習を進める現在のシステムでは限界がある。もっと個の学びに応じたシステムを変えていく必要がある。
- 3 義務教育段階においては、他の児童生徒との学びの場の中で、人格形成を図るべきである。しかしながら、特異な才能をより引き出すため、土・日、夏季休業中等学校外の機関において導き出すことが良いと思われる。その際も、保護者負担にならぬようしなければならない。
- 4 P18 に示されている義務教育段階と高等学校段階の教育の特性を踏まえた対応は、必要と考える。その意味からも、P22 の 4 今後取り組むべき施策(1) の＜教室や学校の様子＞の中で、高等学校段階の教育においては、P7②の SSH 指定校など、ある分野に特化した教育の推進についても明記したらどうか。P26 の四角囲みの中で具体として示されているが、(1) の部分での特異な才能のある生徒に対する「教育環境のあるべき姿」として必要と考えるが。
- 5 P22 3 つ目「・」2 段落目「学校の経営方針の中にも明記され」とは、相談体制の整備を指すのか、上記 2 段落を指すのか、明確にすべきである。また、この文言自体が必要か検討すべきと考える。

(2) 具体的な施策にかかわる議論の整理

① 特異な才能のある児童生徒の理解のための周知・研修の促進

- ・特異な才能のある児童生徒は、得意な分野もあるが苦手な分野も多々ある。よさを伸ばし、苦手なことへの支援策を充実させるためには、教職員の研修の機会が必要であるとする。一人一人に応じた適切な支援が児童生徒の可能性を伸ばすことにつながると考える。
- ・教員の研修は重要であるが、研修の在り方によっては、多忙感に繋がりがかねない。議論は、特異な才能のある児童生徒を対象とされているが、教員の研修は、特性のある他の児童生徒への支援全体と関連付けながら実施されたい。
- ・特異な才能があるが故の特性について、アセスメントできる専門家の配置が必要である。

② 多様な学習の場の充実等

- ・P25 ②の2行目「児童生徒を見守る者の配置」となっているが、「見守る者」という表記では弱い。特異な才能のある児童生徒への対応として、教員を配置することが現実的である。P26①で人材の配置についても触れているが、国が述べている「個別最適な学び」「誰一人取り残さない」等を実現するためには、これらに対応した教員等の人的配置は必要不可欠である。有識者会議として、義務教育段階における学校現場の教職員の配置状況をしっかりと見極めていただき、もっと強い表現でまとめていただきたい。
- ・多様な地域人材について、非常勤講師や様々な学校スタッフの人材確保に苦慮して現状の中、地域人材を確保することは困難である。

③ 特性等を把握する際のサポート

- ・「特性等を把握する際のサポート」については、どのように児童生徒の特性等を把握していくのか、その方法やサポート体制を充実させるために今後議論が必要である。
- ・対象の数はかなり少ないと思われ、都市部に集中すると考えられる。学校、保護者の相談窓口の設置を、周知を希望する。
- ・児童生徒のキャリア展望を学校と保護者で共有し、ベクトルを同じにできるようにチームを編成し進めることが必要ではないか。

⑤ 実証研究を通じた実践事例の蓄積

ア 実証研究の必要性

- ・当該児童生徒に対する指導・支援の役割は第一義的には在籍校及び当該学校を設置する自治体が担うこととなる。小規模な町村においては、現状でも特別な支援（知的・情緒等）を要する児童生徒に対応するための人材確保も困難な状況にあることから、専門に担当できるスタッフや部署等の新設、当該児童生徒の才能の発見等「教師力」を磨くための教職員の研修機会の確保、専門的な研究や当該児童生徒が過ごしやすい居場所としての環境整備、探究できる「深い学び」のための県・大学・企業との連携も含め、県の支援、国の財政等支援が不可欠である。
また、当該児童生徒にかかる特別なカリキュラムによる学習についての認定の在り方などについても検討する必要がある。
- ・②で「指導・支援の取組はほとんどなく」と述べられているが、特異な才能のある児童生徒の捉え方によっては、ご指摘のとおりかと思う。一方、P12①教師・学校・教育委員会の状況の②で述べられている「学校における指導や関わり方に関する工夫」において、義務教育段階では程度の差こそあるものの、どこの学校でも意識して実践されているものとする。その意味では、②の取組の充実をさらに求めることでの混乱はさほどないかと思われるが。

イ 実証研究を通じて検証すべきこと

- ・全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実については、本県においても継続して取り組んでいるところであり、自分とは異なる感性や考え方に触れ刺激合いながら、学びを深めていく上でも重要であるとする。また、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図っていくための基盤的なツールとして今後さらに、教育のデジタル化を積極的に図っていき、学習活動の質的向上につなげていくことが必要不可欠とする。